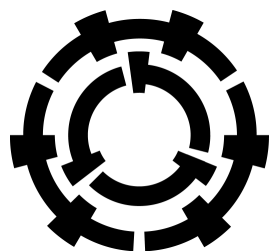


三 郷 市 議 会 議 案



令和 8 年 9 月三郷市議会定例会

議 案 目 次

議案第 6 0 号	工事請負変更契約の締結について	1
議案第 6 1 号	工事請負変更契約の締結について	2
議案第 6 2 号	職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	3
議案第 6 3 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	21
議案第 6 4 号	三郷市振り込め詐欺等の被害防止に関する条例の一部改正について	23
議案第 6 5 号	三郷市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正について	25
議案第 6 6 号	令和 8 年度三郷市一般会計補正予算（第 2 号）	27
議案第 6 7 号	令和 8 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	28
議案第 6 8 号	令和 8 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	29
議案第 6 9 号	令和 8 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	30
議案第 7 0 号	令和 7 年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について	31
議案第 7 1 号	令和 7 年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	32
議案第 7 2 号	令和 7 年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	33
議案第 7 3 号	令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	34
議案第 7 4 号	令和 7 年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について	35
議案第 7 5 号	令和 7 年度三郷市公共下水道事業特別会計決算認定について	36
議案第 7 6 号	教育委員会委員の任命について	37
議案第 7 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	38
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	39
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	40

議案第60号

工事請負変更契約の締結について

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（建築）請負変更契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事
(建築)
- 2 工 事 場 所 三郷市鷹野三丁目521番
- 3 履 行 期 限 令和8年10月30日
- 4 契 約 金 額 変更前 1, 514, 566, 900円
変更後 1, 516, 876, 900円
- 5 契約の相手方 三郷市三郷一丁目26番地5
加藤第1マンション101号
不動産株式会社 三郷営業所
常務取締役所長 小野 弘

令和 8 年 8 月 31 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（建築）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第61号

工事請負変更契約の締結について

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（機械）請負変更契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事
(機械) |
| 2 | 工 事 場 所 | 三郷市鷹野三丁目521番 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和8年10月30日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 変更前 448,716,400円
変更後 453,006,400円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三郷市東町46番地
株式会社磯部工業
代表取締役 磯部 賢一 |

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（機械）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 2 号

職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の改正を踏まえ、国家公務員の旅費制度との権衡を図るため、職員の旅費制度を改正したいので、この案を提出するものである。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後		改正前
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公置のない場合又は任命権者若しくは旅行依頼を行う者若しくはそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することという。 (5) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤公署から新在勤公署に旅行することという。 (6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。 2 この条例において、「職務の級」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第23号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級（行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者が定めるこれに相当する職務の級）をいうものとする。		第1章 総則 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することという。 (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 2 この条例において、「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第23号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務（行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者が定めるこれに相当する職務）をいうものとする。 3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）

をいう。ただし、「在勤地」という場合には、三郷市の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(4) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) [略]

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を必要があるとき認め
る場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは
第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができ
る。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命
令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関す
る事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなけれ
ばならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間
的余裕がない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更する
ことができる。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなければ
ならない。旅行命令簿等に記載事項又は記録事項等と同項に定める事項の記載又
は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅
行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下
同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令
権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 [略]

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、
包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び渡航雑費とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同
じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、
自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、
これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命
令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関す
る事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。た
だし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時
間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更す
ることができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やか
に旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提
示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市長が定める。

(旅行命令簿に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務の必要上又は天災その他やむを得ない事情により旅
行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本
条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじ
め旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 [略]

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓
料、支度料及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1
キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ実費額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額によ

り支給する。

9 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。

10 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

11 国内旅行のうち第19条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

12 外国旅行のうち第28条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する(この趣旨を著しく逸脱しない範囲において市長が別に定めた経路については、これを最も経済的な通常の経路とみなす。)。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合のほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあっては40キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払を

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び第9条から第17条までに定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者

は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。以下同じ。))を含む。以下同じ。))に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者(以下「支払担当者等」という。))に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかなかった部分の支払又は支払を受けることができない。

2・3 [略]

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。以下同じ。))をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書の記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。))を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため

する者(以下「支払担当者等」という。))に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2・3 [略]

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、市長が定める。

第2章 国内旅行の旅費 (鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金 (内国旅行にあっては市長等 (市長等に随行する職員を含む。)) に限り、外国旅行にあっては市長等 (市長等に随行する職員を含む。)) 及び職務の級が 6 級以上の者に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級 (市長等 (市長等に随行する職員を含む。)) が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級 (等級が 3 以上に区分された鉄道により職務の級が 8 級以下の者 (市長等に随行する職員を除く。)) が移動する場合には、最上級の直近下位の級) の運賃の額とする。

(船賃)

第 10 条 船賃は、船舶 (海上運送法 (昭和 24 年法律第 187 号) 第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金 (特別急行列車の急行料金には、座席指定料金を含むものとする。)

ア 第 1 号に規定する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 市長等が第 2 号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金 (8 級以下の職員が、市長等に随行する場合及び 8 級以下の職員が、市長等に代わって出席するための旅行についても、また同様とする。)

(5) 市長等 (市長等に随行する職員又は市長等が出席すべき旅行につき市長等に代わって出席する職員を含む。) が座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 1 号又は第 2 号に規定する運賃、第 3 号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第 3 号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの

3 第 1 項第 5 号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第 13 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃 (はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長等の職務にある者については、上級の運賃

イ 8 級以下の職務にある者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金 (内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が6級以上の者に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により職務の級が8級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、市長等が移動するとき及び職務の級が8級以下の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。)
最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動するとき及び職務の級が8級以下の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に

賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 市長等が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する旅行の場合には、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、旅行命令権者が特に必要と認めた場合に限り、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務

要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、別表第1の額を上限として実費額とする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用として規則で定める額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計

上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第16条 日当の額は、次のとおりとする。

地域区分		日当(1日につき)	
甲区	乙区以外の区域	市長等	8級以下の職員
乙区	三郷市役所を基点としておおむね半径100キロメートルの区域であって規則で定める区域	3,000円	2,400円
		0円	0円

（宿泊料）

第17条 宿泊料の額は、別表第2の額を上限として実費額とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用として規則で定める額とする。

額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てたるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2で定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合

前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、第9条から第12条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

2 転居費は、前項の赴任に伴い転居が必要であると市長が認めた場合に限り支給する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表第2の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

(赴任旅費)

第18条の2 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から本市に旅行した場合には、第6条に定める旅費で市長が定める額を旅費として支給する。

(日額旅費)

第19条 第6条第1項に掲げる旅行に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行	
(3) 前2号に掲げる旅行のほか、その職務の性質上常時出張を必要とする	
職員の出張	
(在勤地内旅行の旅費)	
第20条 在勤地内の旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に規定する額の旅費を支給する。	
(1) 交通機関を利用した場合には、その実費額の車賃	
(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合	
には、別表第2の額を上限とした実費額の宿泊料	
第3章 外国旅行の旅費	
(本邦通過の場合の旅費)	
第21条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。	
(鉄道賃)	
第22条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。） <u>、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u>	
(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃	
ア 市長等については、最上級の運賃	
イ 8級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃	
(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃	
(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃	
(4) 市長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃	
(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金（船賃）	
第23条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対	

する通行税を含む。)による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、市長等については最下級の直近上位の級の運賃、8級以下の職務にある者については最下級の運賃

イ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船による運賃

(3) 市長等が公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船舶を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
(航空賃及び車賃)

第24条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長等については、最上級の運賃

イ 8級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(3) 市長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。
(日当、宿泊料及び食卓料)

第25条 日当の額は、旅行地の区分に応じた別表第3の定額による。

2 宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第3の額を上限として実費額とする。

3 食卓料の額は、別表第3の定額による。

4 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(支度料)

第26条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第3の定額による。

2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第27条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(旅行手当)

第28条 第6条第1項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、旅行先の特別の事情により別表第3の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて市長が指定する旅行とする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度旅行令権者が市長と協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(渡航雑費)

第17条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該

各種目について第7条、第13条、第14条、第16条及び第17条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

(旅費の特例)

第22条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないうとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第23条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第24条 [略]

別表第1 (第13条関係) 宿泊費

第4章 雑則

(旅費の調整)

第29条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

(規則への委任)

第30条 [略]

別表第1 削除

別表第2 (第17条、第18条関係) 国内旅行の旅費

1 本邦

区分	宿泊費（1夜につき）	
	市長等	職務の級が8級以下の者
全ての地	21,000 円	19,000 円

2 外国

区分	宿泊費（1夜につき）	
	市長等	職務の級が8級以下の者
アジア	52,000 円	47,000 円
大洋州	44,000 円	40,000 円
北米	65,000 円	59,000 円
中南米	52,000 円	47,000 円
欧州	54,000 円	49,000 円
中東	47,000 円	43,000 円
アフリカ	52,000 円	47,000 円
その他の地域	23,000 円	21,000 円

備考 区分とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第4

5号）別表第2宿泊費基準額2外国に掲げる地域をいう。

別表第2（第15条関係） 宿泊手当

1 本邦

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400 円

2 外国

区分	宿泊手当（1夜につき）
アジア	5,400 円
大洋州	5,400 円
北米	5,400 円
中南米	5,400 円
欧州	5,400 円
中東	5,400 円
アフリカ	5,400 円
その他の地域	5,400 円

区分	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
市長等	21,000 円	3,000 円
8級以下の職務にある者	19,000 円	2,400 円

備考 区分とは、国家公務員等の旅費支給規程別表第3 宿泊手当2 外国に掲げる地域をいう。

別表第3 (第25条、第26条、第28条関係) 外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)			宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方
市長等	円	円	円	円	円	円
8 級以下 の職に あ る者	8,300	7,000	5,600	25,100	21,500	17,200
	円	円	円	円	円	円
	6,200	5,200	4,200	19,300	16,100	12,900
	円	円	円	円	円	円
	5,800					

備考

1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程 (昭和25 年大蔵省令第45 号。以下「大蔵省令」という。) で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域 (本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域 (本邦を除く。) をいう。

2 船舶又は航空機による旅行 (外国を発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。) の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。

2 支度料

区分	旅行期間 1 月未満	旅行期間 1 月以上 3 月未満	旅行期間 3 月以上
市長等	86,240 円	104,720 円	123,200 円
8 級以下の職務にある者	70,070 円	85,090 円	100,100 円

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 (第2条、第3条関係)				別表第1 (第2条、第3条関係)			
区分	報酬の額	会議に出席したとき	費用弁償	区分	報酬の額	会議に出席したとき	費用弁償
			公務のため旅行したとき				公務のため旅行したとき
[略]	[略]	[略]	旅行中の日数に <u>応じ1日当たり2,400円に加え、内国旅行の鉄道賃については、職員等の旅費に関する条例(昭和44年条例第8号。以下「旅費条例」という。)</u> に基づき、市長等に支給されることとなる額とし、その他の旅費については、 <u>旅費条例に基づき8級以下の職務にある者に支給されることとなる額とする。ただし、旅費条例第20条の規定を適用しないものとし、かつ、日当については、地域の区分のいかんにかかわらず、2,400円とする。</u>	[略]	[略]	[略]	内国旅行の鉄道賃については、職員等の旅費に関する条例(昭和44年条例第8号。以下「旅費条例」という。)に基づき、市長等に支給されることとなる額とし、その他の旅費については、 <u>旅費条例に基づき8級以下の職務にある者に支給されることとなる額とする。ただし、旅費条例第20条の規定を適用しないものとし、かつ、日当については、地域の区分のいかんにかかわらず、2,400円とする。</u>

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和39年条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
(実費弁償の方法)		(実費弁償の方法)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
2 実費弁償は、職員等の旅費に関する条例(昭和44年条例第8号)の規定に基づいて <u>職務の級が8級の者に支給されることとなる旅費(同条例第15条に規定する宿泊手当を除く。)</u> の額に相当する額及び旅行中の日数に <u>応じ1日当たり4,000円を支給する。</u>		2 実費弁償は、 <u>別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例(昭和44年条例第8号)の規定に基づいて8級の職務にあるものに支給されることとなる当該旅費の額に相当する額を支給する。この場合において、当該条例第20条の規定を適用しないものとし、かつ、日当については、地域の区分のいかんにかかわらず、同表の額を支給する。</u>	

別表 (第2条関係)

	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
	37 円	4, 000 円	16, 000 円	3, 000 円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合には、なお従前の例による。

4 新条例第23条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第 6 3 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性を考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を特別休暇の対象としたいので、この案を提出するものである。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後		改正前
(特別休暇) 第14条 [略] 2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) [略] (2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、<u>地方公共団体の議会</u>その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)～(21) [略]		(特別休暇) 第14条 [略] 2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) [略] (2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>等として国会、裁判所、<u>地方公共団体の議会</u>その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)～(21) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

三郷市振り込め詐欺等の被害防止に関する条例の一部改正について

三郷市振り込め詐欺等の被害防止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 1 7 年法律第 3 1 号）の改正に伴い、規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

三郷市振り込み詐欺等の被害防止に関する条例の一部を改正する条例

三郷市振り込み詐欺等の被害防止に関する条例（平成31年条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後		改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 事業者 次に掲げる者であって、市内で事業活動を行うものをいう。 ア～ウ [略] エ <u>携帯音声通事業者</u>による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第2条第3項に規定する携帯音声通事業者、同法第6条第1項に規定する貸与業者等及び同法第10条第1項に規定する貸与業者 オ・カ [略]		(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 事業者 次に掲げる者であって、市内で事業活動を行うものをいう。 ア～ウ [略] エ <u>携帯音声通事業者</u>による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第2条第3項に規定する携帯音声通事業者、同法第6条第1項に規定する貸与業者等及び同法第10条第1項に規定する貸与業者 オ・カ [略]

附 則

この条例は、携帯音声通事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第25号）の施行の日から施行する。

議案第 6 5 号

三郷市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正について

三郷市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

在宅重度心身障害者手当の支給対象者の見直しをするため、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

三郷市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

三郷市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後		改正前
(対象者)	(対象者)	
第2条 この条例において、手当を受給することができる対象者は、 <u>65歳に達する日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなった障害者とする。</u>	第2条 この条例において、手当を受給することができる対象者は、次の各号のいずれかに該当する障害者とする。	
(1)～(7) [略]	(1)～(7) [略]	
2 前項の規定にかかわらず、 <u>65歳に達する日の前日において都道府県知事（埼玉県知事を除く。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者で、同日後に前項第2号に該当することとなったものは、手当を受給することができる対象者とする。</u>	第6条 手当の額は、障害者1人につき月額5,000円とする。	(手当の額等) 第6条 手当の額は、障害者1人につき月額5,000円とする。 <u>ただし、65歳以上の者で、新たに第2条に該当することとなったものは、月額2,500円とする。</u> 2 前項ただし書の規定にかかわらず、市内に新たに住所を有することとなった65歳以上の者で、65歳に達する日の前に第2条第1号から第4号までに該当するものの手当の額は、月額5,000円とする。
2 [略]	3 [略]	3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 65歳に達した日以後にこの条例による改正前の三郷市在宅重度心身障害者手当支給条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号から第5号までのいずれかに該当した者であって、この条例の施行の際現に受給資格の認定を受けているもの又はこの条例の施行の日前までに受給資格の認定の申請をしたものについては、旧条例第2条及び第6条第1項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

議案第 66 号

令和 8 年度三郷市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度三郷市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 67 号

令和 8 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 68 号

令和 8 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 9 号

令和 8 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 70 号

令和 7 年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度三郷市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 7 1 号

令和 7 年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 7 2 号

令和 7 年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、
令和 7 年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 73 号

令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 7 4 号

令和 7 年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及
び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金 5 7 1, 5 2 8, 9 4 2 円のうち 2 8 9, 4 8 4, 5 3 7 円を建設改良積立金に積立て、残余を繰越し、及び同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度三郷市上水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 75 号

令和 7 年度三郷市公共下水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度三郷市公共下水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 7 6 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所	*****
氏 名	小 川 詠 二
生年月日	*****

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

教育委員会委員小川詠二氏の任期は、令和 8 年 9 月 3 0 日で満了となるため、同人を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 77 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所	*****
氏 名	岡 田 高 弘
生年月日	*****

令和 8 年 8 月 31 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

固定資産評価審査委員会委員田中彰則氏の任期は、令和 8 年 9 月 9 日で満了となるため、後任として岡田高弘氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦することについて意見を求める。

住 所	*****
氏 名	大 村 歌 子
生年月日	*****

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

人権擁護委員鳥山待子氏が令和8年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として大村歌子氏を推薦することについて意見を求めたので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦することについて意見を求める。

住 所 * * * * *
 * * * * *

氏 名 小 宮 邦 昭

生年月日 * * * * *

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

人権擁護委員宇田川貢氏が令和8年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として小宮邦昭氏を推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

